

滋賀県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成26年7月末日までに24の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年8月12日に滋賀県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No.24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、平成24年11月15日「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたことについて、全国知事会が、『本法律案は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、

二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会（全国自治会）においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会（全国自治会）においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。』との声明発表を行ったことから、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

なお、各単位調政連からの報告順序によりまして本ニュースの順序が前後いたしましたこととお詫び申し上げます。

詳細については以下のとおりです。

地方議会採択一覧

議会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
1 大阪府	2011年3月16日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
2 神奈川県	2011年10月14日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
3 富山県	2011年12月13日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
4 茨城県	2011年12月20日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
5 静岡県	2012年3月16日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
6 福島県	2012年3月16日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
7 北海道	2012年3月23日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
8 鹿児島県	2012年3月26日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
9 東京都	2012年6月20日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
10 横浜市	2012年6月21日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
11 和歌山県	2012年6月29日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
12 岐阜県	2012年7月5日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
13 千葉県	2012年7月6日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
14 高知県	2012年7月6日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
15 大分県	2012年9月20日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken
16 長野県	2012年9月28日	http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10
17 徳島県	2012年10月12日	http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html
18 埼玉県	2012年10月15日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html
19 石川県	2012年12月19日	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html
20 山梨県	2013年3月22日	http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1
21 名古屋市	2013年12月6日	http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf
22 奈良県	2014年3月25日	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183

23	三重 県	2014年6月27日	http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2014/2014-6/iken-4-touki.htm
24	佐賀 県	2014年7月4日	http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html
25	滋賀 県	2014年8月12日	http://www.shigaken-gikai.jp/g07_IkenView.asp?SrchID=628&bunrui=&kword1=&kword2=

滋調発第82号
平成26年8月19日

全国土地家屋調査士政治連盟
会長 横山 一夫 様

滋賀県土地家屋調査士政治連盟
会長 中村 秀紀

登記の事務および権限等の地方への移譲に反対する請願採択について（ご報告）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟に対しまして格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、7月の滋賀県議会定例会議において採択され、地方自治法第99条の規定により、平成26年8月12日付をもって内閣総理大臣をはじめ関係閣僚等に対して別紙のとおり意見書が提出されましたのでご報告いたします。

意見書・決議の詳細情報

意見書第11号 登記の事務および権限等の地方への移譲に反対する意見書

番号	意見書第11号 (平成26年)	議決年月日	平成26年8月12日
結果	可決		

意見書第11号

登記の事務および権限等の地方への移譲に反対する意見書

政府においては、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部を中心に、国から地方への事務および権限の移譲等についての検討を進めてきた。

国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務および権限の移譲等については、税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも推進されるべきであることは言うまでもない。

しかしながら、法務局が担う登記事務は国民の重要な財産を守り、取引の安全に資する事務であることから、中立性や公正性が強く求められる。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、法解釈や運用に統一性が求められ、全国的な事務処理基準を維持する必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門知識とそれに裏付けられた判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように十分配慮しなければならず、登記事務に従事する専門職員の教育や研修についても、長期的な視点をもって、引き続き国が一元的かつ体系的に行う必要がある。

よって、国会および政府におかれては、法務局が担う登記の事務および権限等を地方への移譲対象としないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月12日

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

